

訪問看護・介護予防訪問看護なかよし運営規程

第1条（事業の目的）

ハルメド株式会社が開設する、訪問看護なかよし(以下「事業所」という)が行う指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師・理学療法士・作業療法士その他従業者(以下「看護師等」という)が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護および指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という)の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の訪問看護師は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指して支援する。事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域保険・医療・福祉機関との密接な連携を図り、統合的なサービスの提供に努める。

第3条（事業所の名称）

「訪問看護なかよし」とする。

第4条（職員の職種・員数・職務内容）

1. 管理者1名

管理者は、所属職員を指導し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

2. 職員 看護師(准看護師) 常勤換算方法で2.5名以上

訪問看護計画書および報告書を作成し訪問看護、請求事務その他事務を担当する。

第5条（営業日及び営業時間）

事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 毎週月曜日～土曜日までとする。但し、祝祭日 12月30日～1月3日は除く。
2. 営業時間 9：00～18：00（ただし、必要ある場合は、24時間電話で対応する。）

第6条（訪問看護の提供方法）

1. 訪問看護の利用者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画を作成し訪問看護を実施する。
2. 利用希望者または家族から事業所に直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
3. 利用希望者に主治医がいない場合は、適切な主治医を紹介する。
4. 介護保険法の訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

第7条（訪問看護の内容）

訪問看護の内容は次の通りとする。

1. 病状、障害の観察
2. 清拭、洗髪等による清潔の保持
3. 食事および排泄等日常生活の世話
4. 褥創の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護

8. 療養生活や介護法の指導
9. カテーテル等管理(経管栄養、自己導尿、胃瘻管理等)
10. その他、医師の指示による医療処置

第8条 (通常の事業実施地域)

通常の事業の実施地域は、以下の地域とする。

①つくば市②土浦市③牛久市④筑西市⑤桜川市⑥下妻市⑦かすみがうら市⑧石岡市

第9条 (緊急時等における対応方法)

看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

看護師等は、緊急時等に、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

第10条 (介護保険法の訪問看護の利用料)

訪問看護を提供した場合、その費用は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスである時はその利用者の負担割合の額とする。その他利用料として、訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

1. 実施地域内無償
2. 実施地域を超えた場合 事務所から片道6 km以内 : 1,000 円
事務所から片道6 kmを超える : 2,000 円

第11条 (その他運営についての留意事項)

事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究研修の機会を設け、また業務態勢を整備する。従業者は業務上知り得た秘密を保持する。従業者であった者に、業務上知り得た保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はハルメド株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第12条 (虐待の防止のための措置に関する事項)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるよう努めます。

1. 虐待の防止のための指針を整備します。
2. 虐待防止に関する責任者を事業所管理者とする。
3. 虐待の防止のための対策を検討する施設事故委員会(委員長)を中心に定期的に関係者ととも、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
4. 職員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上定期的実施します。
5. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した時は、状況を分析・虐待の有無を検証します。

第14条 (適切なハラスメント対策)

適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場及び支援の現場で行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより訪問看護員等の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じます。

第15条（身体拘束について）

事業所は、身体拘束について基本的に行いません。

但し、身体に危険を及ぼす場合、ご家族、主治医、介護支援専門員と相談の上、利用者もしくはご家族に書面で同意を得て行います。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者の負担を最小限にするため、短時間で危険の無いよう配慮をする。

その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録に残します。

第16条（衛生管理等）

事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事務所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しない様に、次の措置を講じるものとする。

- 1、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- 2、感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する感染症委員会（委員長）を中心に定期的に開催をするとともに、結果について職員に周知徹底を図ります。
- 3、職員に対して、感染予防及び蔓延防止のための研修を年1回以上定期的実施します。

第17条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 1、業務継続計画について、職員に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上定期的実施するものとする。
- 2、業務継続計画の定期的見直しを行い、必要に応じて業務継続の変更を行うものとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。